

令和元年 第10回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和元年10月25日(金)

## 令和元年 第10回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和元年10月25日(金)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時15分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	×
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	×	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	×
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	○
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	×	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和元年第10回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号7番 並木 利明 委員 議席番号8番 板垣 幸一 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 東京都〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△、3筆合わせまして4,048㎡、青地及び忍保1232番が白地となります。地目は畑、受人の居住地から申請地までは約2.8km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は179,749㎡、うち自作が169,749㎡、借受地が10,000㎡でございます。従業者数は8人、機械に関してはトラクター7台、コンバイン2台、田植機2台、耕うん機3台を所有、作付品目は米、ネギ、白菜です。譲受人は23歳の兼業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇代〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 3,000㎡、青地であり、地目は田、受人の所在地から申請地までは50m、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は205,183㎡、うち自作が2,965㎡、借受地が202,218㎡でございます。従業者数は18人、機械に</p>

	<p>議長</p> <p>敷地 友好 委員</p> <p>事務局</p> <p>清水 晴康 委員</p>	<p>関してはトラクター9台、移植機11台、藩植期3台、収穫機械4台を所有、作付品目は野菜とのことです。申請地には玉ねぎを植える予定とのことです。譲受人は農地所有適格法人であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>3番ですが、譲受人は1番と同じ 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外3筆 計4, 254㎡、青地であり、地目は畑と田んぼ、受人の居住地から申請地までは約3.2km、権利内容は売買による所有権移転、譲受人に関する事項に関しては1番と同じですので省略させていただきます。経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題はないと思います。ですが、今回の所有者は東京に住んでおり、こちらには住んでいない訳ですが、茂木さんが忍保の農地を買う案件が結構あります。先ほど事務局より不耕作はないと言っていましたが、実際に私が農業委員になってから売買になった物件があるが、たとえば3-1の航空地図を見ていただければ分かりますが、忍保グラウンドの土手の横はネギを耕作すると言っていたが野菜くずの捨て地になっている。ネギを植えると言っていた場所も実際には車の進入路になっている。今回の物件の隣に住んでいる方に会った時、そんな状況になってしまったら困ると言われましたので、茂木さんに言って欲しい。また、現在もその土地を耕作している方がいるのですが、今回で利用権が出ていないかを確認してください。</p> <p>事務局で確認したところ、この筆の利用権の申請は11/1は出てきておりませんが、よく確認してみます。</p> <p>2番について 問題ありません。</p> <p>3番について</p>
--	--	---

日程第3 議案第27号 農地法第4条の規定による 許可申請について	斉藤 直 委員	特に問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第4条の説明をさせていただきます。4条案件につきましては、今月は1件です 住所につきましては 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 94 -2外2筆 合わせて3筆でございます。面積は125㎡、地目は畑、転用目的は敷地拡張です。申請者 の職業は農業、形態は追認、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続してい ます。現在進入路及び敷地の一部として使用していたため今回は是正するため申請となりました。なお、今ま で農地を使用していたため始末書が添付されております。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	並木 利明委員	特に問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。

日程第4 議案第28号 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします
	議 長	日程第4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。5条案件につきましては、通常案件4件、一時転用1件になります。 1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏外1名、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。譲受人は譲渡人の孫夫婦に当たります。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 460㎡、地目は畑、権利内容は所有権移転の贈与、転用目的は分家住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在譲渡人と同居していますが子の成長に伴い手狭になってきたので、自己用住宅を建設するため申請となりました。 2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 1, 235㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は農業用施設、譲受人の職業は花き園芸業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、農業用施設用地です。申請地は平成6年4月に農業用施設として賃貸借で農地転用の許可となった場所であり、今回所有権を移転したいため申請するものです。 3番ですが、借人 群馬県佐波郡玉村町〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△の△ 235㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、借人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地です。宅地に接続しています。借人は現在借家暮らしをしており、子の成長に伴い手狭になってきたので、

	<p>議 長</p> <p>敷地 友好 委員</p> <p>須賀 庄衛 委員</p> <p>清水 晴保 委員</p> <p>並木 利明 委員</p>	<p>自己用住宅を建設するため申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 東京都〇〇市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 埼玉県〇〇市〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 224㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅1棟、譲受人の職業は建築業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地付近には大型商業施設やスマートICなども近く、住宅需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>5番ですが、賃借人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏 外3名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外3筆 計9,519㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場及び搬出入路、賃借人の職業は建材業、形態は新設、申請地は農用地区域です。宅地から約100m。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p> <p>2番について 問題ありません。</p> <p>3番について 問題ありません。</p> <p>4番について 問題ありません。</p>
--	--	---

日程第5 議案第29号 農用地利用集積計画（案） について	石関 準一 委員	5番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	敷地 友好 委員	分家住宅について、今までにも数多く分家住宅がありましたが、第1種農地であって農振の除外をする場合があるが、今回の須田さんの農地は除外をしていないが、除外申請をする場合との違いについて教えて欲しい。
	事 務 局	農地区分につきましては1種、2種、3種になりますが1種から3種農地は白地になります。青字については1種という表現はなく農用地区域になりますので、除外をして農業振興地域内の白地の1種になります。
	議 長	他に質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第5 議案第29号 農用地利用集積計画（案）について提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	説明させていただきます。別紙1の概要表には、全体の集計が記載してございます。8ページから13ページには、新たに設定される貸借や、継続して設定される貸借が一筆毎に記載してあります。 利用権設定を受けるものは、基盤法第18条により「全部適正管理」や「常時従事」、「機械」「人員」など、「下限面積」要件以外については農地法第3条と同様の農家要件が必要です。記載された農業者がそれらを



日程第6 議案第30号 農用地利用集積計画「期間 借地（案）」について			満足する者であるかどうかについて、審査が必要となります。
	議	長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議	長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議	長	挙手全員でありますので、申請どおり承認とすることに決定いたします。
	議	長	日程第6 議案第30号 農用地利用集積計画「期間借地」（案）について、事務局による説明を求めます。  【議案説明】  こちらは、麦をひびきの農産に出荷する方々が設定する11月から6月までの期間借地です。上里町の麦の出荷法人として「ひびきの農産株式会社」が期間借地の設定をしています。 別紙2は集計表となっていて、15ページから18ページには賃貸借内容が記載されております。  以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
	議	長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議	長	ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議	長	挙手全員でありますので、申請どおり承認することに決定いたします。

[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。 これをもちまして本日の定例会を閉会いたします。
----------	---------	---

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和元年10月25日

議 長

印

(並木 利明 委員)

署 名 人

印

(板垣 幸一 委員)

署 名 人

印